

資料 1 - 2	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

事 務 連 絡

平成 2 0 年 3 月 1 0 日

各 居 宅 介 護 事 業 者
各 行 動 援 護 事 業 者

御中

千葉県健康福祉部障害福祉課
地域生活支援室

障害者自立支援法に基づく事業の対象の改正について

平素、千葉県の障害福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件について下記のとおり改正され、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用されますので、利用者からの相談、居宅介護計画策定又は見直し等において遺漏の無いようご留意ください。

なお、質問等にあつては添付の質問票により F A X で照会くださるようお願いいたします。電話での照会是对应しきれないと思いますので、ご遠慮ください。ご協力のほどお願いします。

記

1, 居宅介護事業における改正

通院介助（身体介護あり）及び通院介助（身体介護なし）の目的地が、これまでの病院への通院に公的手続き又は相談のための官公署への訪問も加わりました。（具体的イメージは裏面参照）

2, 行動援護事業における改正

これまでの行動援護事業の対象者は、障害程度区分 3 以上で認定調査項目のうち行動に関する項目の積算点数が 1 0 点以上の者と決められていましたが、この積算点数条件を 8 点以上の者とする事となりました。（詳細次葉参照）

担 当：地域生活支援室 豊田

F A X：0 4 3 - 2 2 2 - 4 1 3 3